

■委員会の目的・検討事項等について

(1) 目 的

「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（※１）」（以下、「基本方針」という。）における公共工事の特定調達品目に関する事項について、学識経験者等の専門的立場から助言、提案をいただくことを目的に開催。

(2) 検討事項

① 公共工事に関するグリーン購入法の特定調達品目の選定、見直し（基本方針の改正案）の検討

⇒ 今年度も、特定調達品目の追加、見直し等の検討の参考とするため、公共工事の特定調達品目に関する提案募集を実施。

この提案品目（過年度からの継続検討品目（※２）を含む）について、「公共工事に関するグリーン購入法の特定調達品目の選定、見直しのための技術評価基準」（以下「技術評価基準」という。）に基づき評価を行ったので、その評価結果（基本方針の改正案）についてご審議いただきたい。

② 技術評価基準の検討

⇒ 昨年度の委員会でもご意見をいただいた公共工事への２段階判断基準（基準１・基準２）の適用と、そのために必要な技術評価基準の見直し（案）についてご審議いただきたい。

※１ 基本方針：

グリーン購入法第６条に基づき、国及び独立行政法人等が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を総合的かつ効率的に推進するための基本的事項を定めたもので、例年２月頃に閣議決定

※２ 継続検討品目：

過年度の提案品目のうち、提案内容を評価した結果、特定調達品目として指定するためには課題があるが、その課題が今後解決される見込みがある等の品目